

金属類のごみの出し方

市では、金属類の回収を行っています。回収した指定ごみ袋の中に、可燃ごみやガラス・陶磁器類、びんなど金属類では出せないものが混入していることがあります。「金属類」の日に出すことができるのは金属製品だけです。今一度分別への協力をお願いします。

環境課資源リサイクル係 ☎(25)1149



金属類で出せるもの

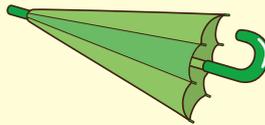
●金属製品 (例)



なべ



やかん



かさ



ライター



お菓子などの缶

※電気カーペット、電気毛布は金属類の対象となります。



金属類で出せないもの

写真のようなごみが金属類として出されていることがありますので、正しい分別の仕方を確認してください。

●プラスチック製品



「可燃ごみ」として指定ごみ袋に入れて出してください。

●飲料びん、調味料の空きびん



リサイクルの日に「びん」としてかごに出してください。

●ジュース缶、酒類缶



リサイクルの日に「缶」として出してください。

●ガラスコップ、陶磁器



リサイクルの日に「ガラス・陶磁器類」として出してください。

●ペットボトル



リサイクルの日に「ペットボトル」として出してください。
(キャップ・ラベルは外して「その他プラスチック製容器包装」として出してください)

●小型家電の対象になるもの

電気プラグがついているものや電池で動く家電機器が対象となります。(電話機、掃除機、プリンター、懐中電灯など)
電池・電球などを取り外してからリサイクルの日「小型家電」のかごへ入れてください。

●その他金属類として出せないもの一例

- 建築廃材、農業用・漁業用廃材、コンクリート、産業廃棄物に該当するもの
- 家電リサイクル製品 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
- 消火器、ガスボンベなど
- スプレー缶 (中身を使い切ってからリサイクルの日に出してください)



問合せ先

やまだエコセンターへ直接持ち込む場合

鳥羽志勢広域連合環境課 (やまだエコセンター)

☎0599(56)0530

収集日・分別に関すること
環境課資源リサイクル係

☎(25)1149